

事 務 連 絡
令和2年3月27日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

新型コロナウイルスに係る家庭ごみ対策のチラシの周知について（事務連絡）

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）」（令和2年3月4日付け環循適発第2003044号・環循規発第2003043号環境省環境再生・資源循環局長通知）を始めとして、適正な処理等について通知したところです。

また、環境省ウェブページにおいて、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&Aを公表しており、一般家庭等から排出される新型コロナウイルス感染者の呼吸器系分泌物（鼻水、痰等）が付着したティッシュ等が一般廃棄物として排出された際は、ゴミ袋等に入れ封をして排出するなど、インフルエンザの感染に伴い排出される廃棄物と同様の方法で処理するよう、周知しているところです。

今般、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合において、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際のポイントを整理したチラシを別添のとおり作成しました。

については、貴管下市区町村に周知いただき、各家庭に情報共有され、この内容が徹底されるようご対応のほどよろしくお願いいたします。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

担当：菊地、大城、田村 電話番号：03-5501-3154

hairi-haitai@env.go.jp